

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

※相談日が祝日はお休みです。

相談日

11月8日～12月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	11月16日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	11月15日(火) 13:30～15:30	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	11月16日(水)、12月7日(水) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	11月12日(土)・13日(日) 10:00～12:00	きくまつり会場本部/総合公園管理事務所(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	11月19日(土)、12月6日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	11月18日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	12月3日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00 11月29日(火)はお休み	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	11月19日(土)、12月3日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までに申し込みください。
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	11月21日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

### 北本市消費生活相談あれこれ⑧

#### ■ワンクリックで登録されてしまったサイトからの請求

スマートフォンやタブレットで無料動画サイトを閲覧中、動画再生をタップした途端、または年齢認証ボタンをタップした途端に登録料等の請求画面が表示されたとの相談が多く寄せられています。

ネットショッピングで買い物をした経験のある人も多いと思いますが、その時の手順とサイトの登録も同じです。契約の意思がなかった場合、契約内容を間違えた(数量などの入力を間違えた)場合など、内容を確認し、訂正できる画面がなかった場合の契約は無効であり、そもそもワンクリックで契約は成立していません。契約が成立していなければ、支払義務もありません。サイト業者は端末情報などを表示して、あたかも個人情報取得したかのように、「期限内に支払わなければ、身辺調査をして取立てに行く」「請求額が高額になる」「法的手続きに入る」などの脅し文句を言ってきますが、こちらから連絡してはいけません。連絡さえしなければ、端末情報だけで住所、氏名、電話番号など、個人を特定できる情報を得ることはできません。不安なあまりに業者に連絡し、お金を支払ってしまうと、二次被害へとつながる可能性があります。

さらに高額請求されることとなります。ワンクリック詐欺は相手にせず無視することが一番です。

怪しいサイトへの興味本位のアクセスや不用意なクリックがワンクリック詐欺に遭う原因となります。被害に遭わないためにも、利用規約を読まずに手続きをすることは控え、しっかりと確認しましょう。無料で誘導しながら利用規約に小さな文字で有料を表示してくるようなケースもあります。

お困りのときは、北本市消費生活センターにご相談ください。

#### 相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800)  
※電話でのご相談も受け付けます。  
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)  
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談室」(☎03-5614-0189)  
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00